

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回定例会会議録

平成20年2月25日 開会

平成20年2月25日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第1号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月15日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 小林 義光

- 1 期日 平成20年2月25日(月)午後2時30分
- 2 場所 山梨県自治会館 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(27名)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 齊藤憲二 君 | 2 番 渡辺嘉男 君 | 3 番 上杉 実 君 |
| 4 番 古屋保男 君 | 5 番 小俣昭男 君 | 6 番 矢崎六彦 君 |
| 7 番 森岡千代野 君 | 8 番 内藤 昭 君 | 9 番 金丸 毅 君 |
| 10 番 中川秀哉 君 | 11 番 関戸将夫 君 | 12 番 武藤雅美 君 |
| 13 番 一瀬 明 君 | 14 番 秋山詔樹 君 | 15 番 長澤捷利 君 |
| 16 番 芦澤武美 君 | 17 番 望月久弘 君 | 18 番 日向英明 君 |
| 19 番 小林福雄 君 | 20 番 深澤平助 君 | 21 番 山口達夫 君 |
| 22 番 石原 滋 君 | 23 番 後藤政行 君 | 25 番 梶原岩男 君 |
| 26 番 堀内弘一 君 | 27 番 古家悦男 君 | 28 番 守屋茂久 君 |

不応招議員(1名)

- 24 番 長田義道 君

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回定例会

議事日程(第1号)

平成20年2月25日(月)午後2時30分開会

- 1 開会
- 2 広域連合長あいさつ
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について
- 日程第4 発議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の全部改正について
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第5号 平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

て
日程第11 議案第6号 平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計予算について

本日の会議に付した事件

日程1～日程11まで議事日程に同じ

出席議員(27名)

1番 齊藤憲二君	2番 渡辺嘉男君	3番 上杉実君
4番 古屋保男君	5番 小俣昭男君	6番 矢崎六彦君
7番 森岡千代野君	8番 内藤昭君	9番 金丸毅君
10番 中川秀哉君	11番 関戸将夫君	12番 武藤雅美君
13番 一瀬明君	14番 秋山詔樹君	15番 長澤捷利君
16番 芦澤武美君	17番 望月久弘君	18番 日向英明君
19番 小林福雄君	20番 深澤平助君	21番 山口達夫君
22番 石原滋君	23番 後藤政行君	25番 梶原岩男君
26番 堀内弘一君	27番 古家悦男君	28番 守屋茂久君

欠席議員(1名)

24番 長田義道君

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職指名

広域連合長 小林義光君 副広域連合長 廣瀬文夫君 事務局長 嶋口昇君
事務局次長 望月辰也君 業務課長 原則夫君 会計管理者 降矢嘉也君

事務局職員出席者

書記長 二宮仁 書記 小林久弥 書記 曾谷英輝 書記 石川竜也
書記 清水敬祐

【開 会】

開会 午後2時30分

議長(齊藤憲二君) そろいましたのでこれより、平成20年第1回定例会を開会いたします。議員定数28人のうち、本日の出席議員は27人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

【諸般の報告】

議長(齊藤憲二君) 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

24番、長田義道君より欠席の届け出がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく監査委員からの例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

【撮影許可】

議長（斉藤憲二君） 報道機関等から写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【連合長あいさつ】

議長（斉藤憲二君） ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

小林広域連合長

広域連合長（小林義光君） 本日ここに、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中にもかかわらず、ご出席まことにご苦労様でございます。

さて、ご承知のとおり、我が国の医療を取り巻く環境は、急速な高齢化や医療技術の進歩などにより老人医療費が年々増大を続け、医療制度を担う国や地方の財政は逼迫し、医療制度環境のさらなる悪化が懸念をされております。

こうした厳しい状況の中で、後期高齢者医療制度は、医療費の公平な負担のもと、将来にわたって、高齢者が安心して医療を受けられ、心身ともに健康で生き生きと生活できる社会を形成していくための制度であることを、再度ご理解いただきたいというふうに思います。

本広域連合では、昨年11月22日の定例議会において、2年間の保険料の額を決定していただきましたが、山梨県では、均等割額は38,710円、所得割率は7.28%で、軽減後の一人当たりの平均保険料の額が56,877円となり。金額的には、ある程度ご理解のいただける範囲に収まったものと考えております。

また、大きな課題であります、本制度の後期高齢者をはじめとする県民の皆様への周知につきましては、昨年に引き続き、1月から2月にかけて市町村を通じ、県下全戸に制度概要パンフレットを配布いたしました。今後も様々な機会や媒体をとおり積極的な広報活動を行い、県民の皆様にご理解とご協力がいただけますよう努力を重ねてまいりたいと考えております。

制度の開始まで、あと1か月余りとなりましたが、現在、広域連合内の該当被保険者に対する資格管理や医療給付また、これらを運用する電算処理システムなどの最終チェックを行い、制度がスムーズにスタートできますよう、関係市町村と連携を図りながら、万全を期して取り組みを進めているところでございます。

議員の皆様には、今後とも、本制度が円滑に実施されますよう、格別のご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提出をいたしました議案につきまして、概要をご説明を申し上げます。

まず、議案第1号の「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正」につきましては、「日本郵政公社」が民営化されたことにより、「日本郵政公社」を削除するものでございます。

次に、第2号議案の「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定」につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、この制度の円滑な運営とその経理の適正化を図るため、特別会計を設けるものでござい

ます。

次に、第3号議案の「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定」につきましては、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額のための財源に充てる場合、また、この保険料の減額に関する広報啓発等の財源に充てる場合に積立てるものでありまして、19年度中に国から補助を受け、20年度に執行するものでございます。

次に、第4号議案の「平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」につきましては、第3号議案に伴い、国庫補助金の受入れと臨時特例基金として積立てるものが、主なものでございます。

次に、第5号及び第6号議案につきましては、制度開始に伴い、一般会計予算と特別会計予算を定めるものでございます。以上提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申しあげまして、発言を終わらせていただきます。ご苦労様でございます。

【会議録署名議員の指名】

議長（斉藤憲二君） それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、10番中川秀哉君及び26番堀内弘一君を指名いたします。

【会期について】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第2、「会期について」議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【議会委員会条例の制定・議会会議規則の全部改正】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第3、発議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」と日程第4、「山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の全部改正について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、関戸将夫君

「議長」の声

議長（斉藤憲二君） 関戸将夫君

11番関戸将夫君 11番関戸でございます。発議案第1号、山梨県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例制定の件と発議案第2号、山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則全部改正の件について、議員28人、全員からの提出議案ですので、私から説明をさせていただきます。

地方自治法第109条の2第1項の規定において、普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができるとされております。

本会議がその機能を十分に果たす事ができるように、広域連合議会に議会運営委員会の設置と必要に応じて特別委員会の設置が必要であると考え、この議案を提出いたしました。

条例の内容といたしましては、議案(その1)3ページをご覧ください。第1条において議会運

常委員会を設置し委員の定数は9人とする事を、第2条では、特別委員会は必要時に設置することを、また、第4条では、委員は議長が議会に諮って指名することを、さらに第5条では、委員長及び副委員長を置くことなど、委員会の運営等について定めており、基本的には標準委員会条例を基に作成いたしました。

次に、11ページをご覧ください。会議規則につきましては、委員会を設置することにより委員会に関する規則が必要であるため、第1章「会議」の後に第2章として、「委員会」に関する27条項を組み入れました。

また、発言については、通告制から18ページ、50条のように「発言の要求」に応じる許可制へ、発言回数は19ページの第55条で2回から3回へと、そして表決については、起立による表決から20ページ、第68条で起立又は挙手による表決へと、同時に変更を行いました。

このため、一部改正では複雑となるため全部改正を行うものであります。

以上です。どうかよろしく取り計らいの上お願いいたします。

議長(齊藤憲二君) 発議案第1号と発議案第2号は、議員全員からの提案でございますので、質疑・討論は省略し順次採決を行うことにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長(齊藤憲二君) ご異議なしと認めます。これより順次、採決を行います。お諮りいたします。

発議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「発議案第1号」は原案とおり可決することに決定いたしました。

議長(齊藤憲二君) お諮りいたします。

発議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の全部改正について」は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「発議案第2号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【一般質問】

議長(齊藤憲二君) 次に日程第5、「一般質問」を行います。

議会申し合わせ事項のとおり、質問は、答弁を含め30分以内といたします。

20番深澤平助君から通告がありますので、発言を許します。

20番、深澤平助君。

「はい」の声

20番深澤平助君 20番、深澤平助です。後期高齢者医療制度にかかわる三つの事について質問をいたします。一つは保険料の軽減の事です。二つ目は運営協議会設置についての事です。三点目は検診の事でございます。なお、皆さん、質問原稿が各人に届いておりますからこれも見ていただきたいと思います。まず、保険料の軽減の事です。東京都の広域連合がこのほど低所得者の保険料について、独自に軽減措置をとることを決定いたしました。内容は低所得者について、所得割を4段階に分けて軽減するというものです。それによりますと、年収168万円までは100%の減額、それから173万円までは75%の減額、それから193万円までは50%の減額、それから208万円までは25%減額するという内容です。これを山梨県広域連合の保険料と比較しますと、東京都では山梨県よりも各段階とも、年に1万円以上も保険料が低くなります。同じ保険制度でありなが

らこのように東京都広域連合では、国の基準にとらわれず独自に軽減策をとり、低所得者の負担を少しでも少なくしようとする姿勢がうかがえます。

11月の当議会で、私は、収入が生活保護基準以下の人の保険料については、特別の軽減策を講ずるよう主張いたしました。その時、当局は「国の制度が変わらない限り難しい」と、答弁されましたが、東京都広域連合が行った独自の軽減策をみて当局はどのように思われたのでしょうか。問題は低所得者の声にどれだけ真剣に答えるか、この姿勢が大事ではないかと思えます。この東京都広域の例を大いに参考にして、当広域の保険料についても改めて検討し、独自の軽減措置をとることを強く求めたいと思えます。この点についてまた、お答えを願いたいと思えます。

二つ目の問題は、運営協議会設置のことで。

ご存じのように国民健康保険制度では、運営協議会という機構があり、医者、学識経験者、市民代表などで構成されて、保険料をはじめ国保にかかわる問題について定期的に協議がおこなわれ、当局はそれをふまえて議会に提案する仕組みになっています。後期高齢者医療制度については、当広域連合においても対象者は10万人以上という大きな規模であり、75歳以上という年齢からして、その多くの人、大なり小なり病気を抱えているのが実態で、保険料をはじめ、診療の内容についても、おそらく国保以上に問題は多く出てくるものと思えます。したがって後期高齢者医療制度にも運営協議会を設置して、各方面からの十分な検討がどうしても必要であると思えます。

この点について、当広域連合にもすでに関係団体からも運営協議会設置の要望も出ているので、これについては早急に検討し、これが設置されることを強く求めます。

三つ目の問題は、検診のことで。

「しんぶん赤旗」2月8日号によりますと、厚生労働省は去る2月6日に全国都道府県の担当者会議を開き、4月実施予定の後期高齢者医療制度の発足にともない、75歳以上の健診の対象者を絞り込む必要があると、75歳以上の人で血圧を下げる薬、血糖値を下げる薬、コレステロールを下げる薬のいずれかを使用している人については、検診を除外することを指示したと報道しております。

そうしますと、同じ薬を使用していても74歳までは検診を受けられるが、75歳になったら検診が受けられないという事になり、まさしく75歳以上の高齢者をこの面からも差別することになります。いま現に高血圧を下げる薬を使用している人も、医者はその人の健診のデータを見て薬を出しているケースも数多くあります。もし、厚労省のいうように、こうした特定の病気の薬を使用する人には健診をしないということになれば、これらの人の場合、他の疾病の予兆を見落とす危険があり、早期発見・早期予防という保健行政の目的からも明らかに反することになります。

この点について、厚労省か、あるいは県から具体的な説明が当広域連合になされているのでしょうか、されているとしたら具体的にここで説明してほしいと思えます。

以上です。

議長（齊藤憲二君） 嶋口事務局長。

事務局長（嶋口昇君） それでは、深澤議員さんからの3点のご質問にお答えをいたします。

まず、東京都の保険料の軽減に関するご質問でございますが、東京都におきましては、昨年の保険料算定時に、東京都は所得水準が高いために普通調整交付金が減額され、1人当たりの年間保険料が2万円ほど上昇して、10万円を超えるという懸念から、葬祭費の支給は市区町村の独自判断としたり、審査支払手数料等を保険料に算入しないことなどの措置をとりましたが、それでも均等割軽減後の1人当たりの年間保険料が91,800円

と、全国で2番目に高いという状況になりました。

こうした中で、東京都の広域連合は、深沢議員さんがお示ししましたように、所得割の軽減を独自に実施することになったものと思われます。

山梨県の広域連合といたしましても、昨年、保険料を算出する中で、被保険者の負担ができる限り軽減されるよう、健診の費用を市町村が負担して保険料に算入しないようにしたり、審査支払手数料についても最低限まで単価を下げていただくなどの努力をしてまいりました。

この結果、山梨県は、均等割軽減後の1人当たりの年間保険料が56,877円と、全国で低いほうから14番目ということで、議員の皆様のご理解により、保険料の額はある程度低く抑えることができました。

ご理解をいただきたいのは、東京都は、高額所得者が多く、反対に低所得者層の割合は低いために7割、5割、2割の均等割軽減対象者の割合が約8%とかなり少なくなっております。

したがって、東京都は軽減する人数も軽減する総額も少なく、また、この軽減に伴う都や市区町村の公費負担も比較的小額で済むため、こうした独自の軽減措置ができるものと思われます。

これに対しまして、山梨県の場合は、均等割軽減対象者が約50%ということで、この軽減に伴う必要対象経費、13億3千7百万円につきましては、県が4分の3、市町村が4分の1という割合で、多額の公費負担をすることになりますので、厳しい財政状況の中、これ以上の軽減措置は厳しい状況でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、2番目の運営協議会の設置についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険法におきましては、運営協議会の設置が義務づけられ、各市町村の国保には必ず運営協議会が設置されておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律においては、広域連合に運営協議会の設置が義務付けられておりません。

しかしながら、本広域連合といたしましては、この後期高齢者医療制度では、高齢者の保険料のほか、医療保険者からの支援金および公費等により賄う制度でありますので、被保険者である後期高齢者はもとより、医療保険者や医療関係機関等のご理解とご協力を得ながら運営していくことが重要であると考えまして、昨年の9月に山梨県後期高齢者医療懇話会を設置をいたしました。

この懇話会は、国保の運営協議会にあたるものでございまして、当広域連合の最近の調べでは、全国47都道府県のうち27ヶ所、約6割の広域連合が設置しております。名称につきましては運営協議会、懇話会、懇談会、検討会など様々であります。当広域連合では、ざっくばらんに何でも意見が述べられるような雰囲気が必要ということで、懇話会という名称にさせていただきました。

この懇話会の目的につきましては、後期高齢者医療制度の運営に関して、被保険者およびその他の関係者の意見を聴くことにより、広域連合の適切かつ円滑な運営に資するためということになっております。

委員の構成であります。被保険者を代表する委員が5名、医療関係団体を代表する委員が2名、学識経験者その他の有識者を代表する委員が2名、医療保険者等を代表する委員が3名の合計12名の委員により組織されております。

これまでの懇話会の経過であります。昨年の9月18日に第1回の懇話会を開催し、保険料算定の前に保険料と広報活動について意見交換等の懇談を行いました。

また、今年の1月30日には新制度開始に向けて、第2回懇話会を開催し保健事業と広報活動の2点について懇談を行っております。

今後も定期的に懇話会を開催する中で、委員の意見を取り入れ、円滑な制度の運営

に努めてまいりたいと考えております。

最後に、健診に関するご質問であります。厚生労働省では、2月6日の全国担当課長会議で、75歳以上の後期高齢者の健診については、健診の目的が糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化の予防であり、既に治療中の方については、病気が発見され、医学的にも管理され、必要な検査は治療の一環として行われており、健診の必要性が薄いので、対象者から除くという考えを明らかにしております。

具体的には、健診申込み時の質問票に、先ほど深沢議員さんが、おっしゃいました様に、3つの項目、まず、血圧を下げる薬、次に、インスリン注射または血糖を下げる薬、3つ目にコレステロールを下げる薬、これらの薬を服用している場合は、健診の対象者から除く必要があるとしています。

厚生労働省が、こうした方針を示した理由といたしましては、今回の制度改正では、74歳以下の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の健診については、健診の目的を明確にしております。

75歳以上の健診や保健指導の基本的な考え方につきましては、まず、1点目として75歳となる前までに、特定保健指導が行われてきていると考えられること、2点目として後期高齢者については、生活習慣の改善による疾病の予防が、75歳未満の方よりも大きくないと考えられること、3点目といたしまして後期高齢者は、生活機能の低下を予防する介護予防事業を効果的に利用していただくための健診である生活機能評価が中心であること。また、4点目として、その一方で、糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健康診査は重要であるということで、今回の厚生労働省の見解は、治療している人の健診の機会を奪うものではございません。

こうしたことを踏まえ、2月13日に山梨県におきましても市町村に対し、県主催の厚生労働省の報告会を行っております。

以上、3点につきましてお答えさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長（斉藤憲二君） 20番、深澤平助君。

20番深澤平助君 いくつか質問また質問をさせていただきますが、最初の東京の例をあげた保険料の軽減措置の様子ですが、ご存じのとおり、東京都の場合は全体として所得水準が高いということから、この後期高齢者の保険料についても、こういう措置がとれているというふうに説明をされたんですが、それはそれでわかりますが、しかし、同じ保険制度の中で、そういう具合に東京と山梨では所得の格差が違う、それによって、保険料がまた違ってくる。特に低所得者の人の保険料、これが大きな問題なんです。ですから、こういう不合理のこの後期高齢者の制度ということが、みんなおわかりいただけだと思うのですが、したがって、当連合においても、そういう東京と山梨との医療保険料の格差。こういう不合理があるということについてもやはり是正をしていくという面からも今後努力も必要ですし、同時に具体的には、前回もかなり強調してきました、低所得者の保険料の負担についても、さらに引き続いて努力をして、なんとか軽減措置をもっと講ずるように今後努めていっていただきたいという事を要望しておきます。

それから、その点とも合わせまして運営協議会のことですが、名前は懇話会という名前で構成メンバー12人と報告されましたが、今後、さらにこの懇話会においても保険料の軽減の措置。東京と山梨との違い、その不合理、その是正。そのために低所得者の保険料の軽減についても大いに懇話会の中でも議論をして、前向きな方向を出していただくようこの点についても要望をしておきます。

それから検診の事ですが、まあ2月6日の厚労省の説明の内容が今話されましたが、そういう説明に基づいて、当広域連合としてはどういう態度でこの問題についてはいくかという点については、もう少し具体的に説明をしてほしいということです。

それと同時に前回の会議の席上、この問題についても当局からの答弁では、山梨県においては、検診項目については、74歳までの国保の特定検診や被用者保険の被扶養者と同じ基本項目となる。これに関しては、後期高齢者だけが項目を変更する事はない。この点、ご理解いただきたいというふうに答弁がされている関係上、従来どおり山梨の場合は、75歳以上の高齢者の場合も検診が受けられるというふうに私も理解をしていたんですが、その事について、それでいいかどうか、改めて確認の意味からもお願いしたいと思います。

以上です。

議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

事務局長（嶋口昇君） それでは、検診の問題について回答をさせていただきますが、本広域連合におきましては、全国で唯一、健診費用を市町村のご理解によりまして保険料に算入をしております。

また、健診の実施主体は市町村という事で、実施市町村の地域の実情に即した健診体制をとっていくものと思われまます。

厚生労働省の見解も完全に該当者を義務的に制限するという事ではなく、あくまでも健診内容にご理解をいただき、すでに治療を行っている方につきましては、できるだけ重複した検査というものを避けていただきたいということでございます。

そういった事で、特に厚生省からの説明の中では、国の補助金の対象から外れるという事はありますが、それが即刻、検診の対象から外れるという事はございませんのでご理解をいただきたいと思ひます。

それから、検診の項目については、74歳以下と同じという事でよろしいかと思ひます。以上でございます。

議長（斉藤憲二君） よろしいですか。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） これで深澤平助君の一般質問を終了いたします。以上で一般質問を終わります。

【個人情報保護条例の一部改正】

議長（斉藤憲二君） 日程第6、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回定例会議案（その2）の1ページをお開き下さい。説明させていただきます。

議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」、山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合条例第26号）の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

提案理由、郵政民営化法等の施行に伴い関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）の施行に伴い、条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

続いて、2ページをお開き下さい。本文でございますが、第14条第1項第3号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。附則、この条例は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用するとなっております。

平成19年10月1日に日本郵政公社が解散した為、条例中の日本郵政公社の言葉を削除したものでございます。

以上が、議案第1号の説明でございます。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長（斉藤憲二君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第1号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 無いようですから討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第1号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【後期高齢者医療特別会計条例の制定】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第7、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について」事務局から説明を求めます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、議案（その2）の3ページをお開き下さい。議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について」、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例を次のように定めるものとする。

提案理由、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されるため、この条例を制定する必要がある。これが、本議案を提出する理由でございます。

4ページ5ページを、4ページをご覧ください。第1条において特別会計の設置を、第2条において弾力条項を適用することができるとしております。

以上が、議案第2号の説明でございます。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長（斉藤憲二君） 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第2号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 質疑が無いようですので、討論に入ります。
討論はありませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 無いようですので討論を終結し、採決に入ります。
お諮りいたします。

議案第2号、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第2号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第8、議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」事務局から説明を求めます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、ただいまの議案（その2）の5ページをお開き下さい。議案第3号、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」、提案理由といたしまして、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、平成20年度から、後期高齢者医療制度が開始されるため、条例を制定する必要がある。これが、本議案を提出する理由である、となっております。

6ページ、7ページをお開きください。本文が7条、附則が2条となっております。後期高齢者医療制度においては、被用者保険等の被扶養者だった被保険者の方々たちの保険料は、制度加入時から2年間は均等割だけとし、これを5割軽減することが当初から決まっております。

さらに、今回、この方々たちの激変緩和措置として20年度の1年間、4月から9月までは凍結し、10月から来年3月までは均等割保険料を9割軽減する措置を設けることになりました。

この追加的な措置に必要な経費につきましては、国の19年度補正予算に盛り込まれ、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金として、国から交付されることとなり、後期高齢者医療広域連合では基金をつくり、この方々たちの保険料の凍結による保険料の減額の財源にあてることになりました。

また、広域連合が行う保険料の減額に関する広報啓発に要する費用、その他円滑な施行のための準備経費等の費用につきましても、特例交付金に盛り込まれており、基金をこれらのための財源に充てることができるようになっております。

これが、基金を造成する条例として、ここに記載させていただきました。

以上が、議案第3号の説明でございます。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長（斉藤憲二君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第3号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 質疑が無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 討論がありませんので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第3号、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第3号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【平成19年度一般会計補正予算】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第9、議案第4号「平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について事務局から説明を求めます。

「はい」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、説明したいと思いますが、これからは、「定例会の議案（その2）」と資料2、山梨県後期高齢者医療広域連合予算説明書の両方を使って説明させていただきます。ご準備くださるようお願いいたします。

それでは、議案第4号「平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。まず、議案書（その2）の9ページをお開き下さい。第1条として、歳入歳出予算それぞれ381,715千円を増額し、予算総額を737,099千円とする。

歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」によることになっております。それでは、具体的な内容について、ご説明いたします。資料2の「山梨県後期高齢者医療広域連合予算説明書」をご用意下さい。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、以下、事項別明細書により主なものを中心に説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入につきましては、4款1項1目の国庫補助金の補正額が381,712千円でございます。

5ページの説明欄をご覧ください。老人医療費適正化推進費補助金と高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金でございます。下段の高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金につきましては、議案第3号で説明しましたように、平成20年度の被用者保険等の被扶養者だった被保険者に係る保険料の凍結についての保険料減額に対応するため国より交付される交付金であります。

5款1項県補助金、6款1項1目利子及び配当金にそれぞれ1千円、2千円を計上いたしました。

次に、歳出について説明させていただきます。6ページ、7ページをお開きください。

先ほど、補助金等が入っております。現予算をそれとともに見直しいたしました。一般管理費の内、11節需用費印刷製本費を5,000千円減額し、12節役務費は通信運搬費、郵便料でございますが、4,414千円を減額いたしました。また、19節負担金、補助及び交付金が3,800千円の増額となっておりますが、市町村への負担金を再調査し修正したものでございます。

3款1項1目予備費につきましては、20,000千円増額し、合計金額20,500千円であります。4款1項基金費ということで、8ページ、9ページを見ていただきたいと思います。4

款1項に新たに2目臨時特例基金費を設けました。このことにつきましては、歳入でご説明いたしました国庫補助金であります高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を基に臨時特例基金に積立する部分でございます。

以上、これをもちまして補正予算（第2号）の説明といたします。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（斉藤憲二君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第4号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 14番秋山でございます。私からは、とりあえず、この4号に関して発言の通告を出さしていただいたところでございますけれども、全員協議会でいろんなご説明等あるということでございますから、納得できればそれで質問はいいかなと思っていただけてございますけれども、若干、ちょっと話を聞かせていただきたいと思います。あまり詳しいところは踏み込まないよういたしますのでお願いしたいと思います。

この4号の中で、予備費に2,000万円載っているわけでございますけれども、この財源を見ますと、たぶん老人医療適正化推進費補助金、国庫あわせてこれが1,500万。それから一般管理費の中の500万と、それが結果的に予備費に回っていると思っておりますけれども、本来でいくとこういうものは、一般管理費の中で構成されて予備費にいくのが妥当ではないかなとこういう点を感じるんですけれども、国庫補助金が予備費へいって良いものなのかどうなのか、その点について一点お聞かせ願いたいと思います。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 予備費につきましては、議員さんがおっしゃるとおりそのまま補助金が予備費にという事自は、非常に問題があるということは、ご指摘のとおりでございます。私共としては補助金が入るという事をここで説明しましたように、最終的に結論になりましたのでその部分、歳出予算につきまして見直しを行いまして、そして、何に特別に使うという事をここで決定するのでは無く、今後の事を考え予備費として2,000万円、こちらの方に置いた状況でございます。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 だいたい、そのような答弁があるかなと思っておりましたので、これ以上深くは、今回は聞かないようにいたしました。なぜかと言いますと、予備費の財源は実質、市町村の負担というような事になりかねないわけでございますので、そのへんでちょっとお聞かせ願ったわけでございます。それに基づいて、やはり、負担金を市町村に支援を求めるという事が、今後いろいろ考えが出てくるわけでございますけれども、余剰につきましては、適正な積立金等にしていただきたいと思いますというようなところも思っておりますので、要望といたしまして、そういう点につきましては、積立金のほうへ置いていただければありがたいと思っておりますけれども、いかがですか。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） いま、秋山議員さんのおっしゃる事も良くわかりますので、それらも含め今後、是非深く検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（斉藤憲二君） よろしいでしょうか。
「はい」の声

議長（斉藤憲二君） その他ございませんか。
「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

「なし」の声
議長（斉藤憲二君） 無いようですので、採決に入ります。
お諮りいたします。

議案第4号、「平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって「議案第4号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【平成20年度一般会計予算】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第10、議案第5号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」事務局から説明を求めます。

「はい」と呼ぶ者あり

望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは議案第5号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

最初に、議案書平成20年第1回定例会議案（その2）の13ページをお開き下さい。

えー第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ594,843千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額は流用することができる場合は、次のとおり定める。

1としまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除く、に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用。

具体的な内容について、ご説明いたします。資料2の山梨県後期高齢者医療広域連合予算説明書を、ご用意下さるようお願いいたします。

平成20年度一般会計予算説明書の事項別明細書よりご説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。えー歳入です。歳入につきましては、1款1項1目の事務費負担金572,405千円は市町村からの負担金でございます。2款1項1目国庫支出金の保険料不均一賦課負担金1,210千円は制度によって定まっております、不均一賦課相当額、これは、小菅村が該当しますが、その2分の1である国負担分でございます。3款1項1目県支出金、保険料不均一賦課負担金1,210千円先程の国と同額でございますが、国と同様に不均一賦課相当額の2分の1である県負担分でございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き下さい。5款1項1目繰越金20,000千円は19年度からの繰越金であります。なお、4款財産収入に預金利子2千円を、6款諸収入に存

目として1千円ずつ預金利子を計上いたしました。

18ページ、19ページをお開き下さい。歳出予算でございます。

1款1項1目議会費1,270千円は、本広域連合議会に係る予算であります。議員報酬及び旅費、議会開催時の会場借上げ料が主なものであります。

続きまして、2款1項総務管理費は、1目一般管理費166,664千円、及び2目公平委員会費32千円となっております。一般管理費は職員手当、市町村への負担金を含み総務的事務を行うための予算でございます。

2目公平委員会費は公平委員会に係る経費でございます。2款2項1目選挙管理委員会費につきましては、22ページ、23ページを見ていただきたいと思いますと思いますが、ここに49千円を計上いたしました。続きまして24ページ25ページを見ていただきたいと思います。

2款3項1目監査委員費として、224千円を計上しております。3款1項1目老人福祉費415,602千円と成っていますが、先ほど説明いたしました国、県から交付される保険料の不均一賦課負担金を含め、高齢者医療制度実施に必要な業務経費に充てるため、特別会計に繰り出しする金額でございます。

26、27ページを見ていただきたいと思います。4款1項基金費として財政調整基金に10,001千円、臨時特例基金費に存目1千円を計上いたしました。5款1項1目予備費として1,000千円計上しています。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定たまわりますようお願い申し上げます。

議長（斉藤憲二君） 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまから議案第5号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 14番秋山でございます。おきかせ願いたいと思います。歳入に繰越金2,000万円の見込みがあるわけでございますが、これは先程の予備費2,050万の財源がほとんどであるのではないかと、このように思っているところでございます。そういう中で、広域連合の一般会計の財源は、国、県、市町村が大半を占めるわけございまして、先程の4款ではですね、余剰金は適正な積立という事もお願いしておいたのですが、ここでは、適切な余剰金の積み立てと同時に市町村も大変財政に苦慮しておりますので、大きな余剰金となりましたら、そのへんもまた市町村に更正というような点も頭の中においていただければありがたいなと思うのですけれどもその点についてはいかがでしょうか。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） ただいま、秋山議員よりご質問いただいた件でございますが、秋山議員さんがおっしゃいましたとおり、2,000万円予算計上しております。まあ、繰越金につきましては、19年度予算の3款1項1目の予備費を含めて、私どもは、2,000万円程度が繰越の部分だろうと予想し、ここに繰越した次第でございます。19年度の補正予算につきましては、当初予算作成時点では、確実に補助されるとはわかりませんでした、老人医療費適正化推進事業国庫補助金が交付されましたので、先ほど説明しましたように内容を見直し、予算を見直した結果でございます。今、秋山議員さんの方から基

金に積み立て、あるいは市町村への還付等いろんな事を考えて、市町村も厳しい状況だからその辺も良く対応するようにというご意見でございます。私たちも全くそのとおりだと思っております。また、19年度の最終的な決算が決まったわけではございませんので、その決算を見、その状況を見ながら、今後さらにより良く協議し、最後には市町村のご判断をいただく必要もあると思っております。それらを含めて検討していきたいと思っております。

「はい」の声

議長（斉藤憲二君） 秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 良くわかりました。財政調整基金を見ても一般会計に1,000万円ということだけですから、ちょっと少ないなというような感じもするわけでございます。そのような点について、先程のいろいろな話も聞いております。この点についても決算を迎えてから、補正をするとか、いろんな点を考えているのではなかろうかと思えますけれども、まだ始まったばかりでございますから円滑に、スムーズに行くよう事務局の皆さんの努力をお願いして質問を終わります。

議長（斉藤憲二君） その他ございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 討論が無いようですので、討論を終結し採決に入ります。えー議案第5号、「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって「議案第5号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【平成20年度後期高齢者医療特別会計予算】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第11、議案第6号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」事務局から説明を求めます。

「はい」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは議案第6号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

まず最初に、議案書の方を見ていただきたいと思います。えー一定例会議案（その2）の17ページをお開き下さい。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,970,135千円とする。2項で歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1,000,000千円と定める。第3条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額は流用することができる場合は、次の通り定める。（1）として、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。（2）といたしまして保険給付費の間の流用でございます。

それでは、具体的な内容についてご説明いたします。以降、先程いいました資料の方

を見ていただきたいと思います。予算説明書でございます。予算説明書の36ページ、37ページを見ていただきたいと思います。こちらの方が、平成、えー特別会計の事項別明細書の説明の部分でございます。

まず歳入について説明いたします。1款市町村支出金として保険料等負担金5,731,779千円。これは、市町村が徴収する保険料でございます。2目療養給付費負担金5,830,987千円。療養給付費については負担対象額の12分の1を市町村が負担することとなっております。次に市町村補助金として、1目保険基盤安定負担金1,337,840千円となっております。低所得者及び被用者保険の被扶養者あった被保険者に係る保険料軽減分の負担金として市町村から納入される金額です。この内、県が4分の3を、市町村が4分の1を負担しております。

次は国庫支出金でございます。2款1項1目療養給付費負担金17,492,962千円、国は療養給付費につきまして、対象経費の12分の3を負担することになっております。2款1項2目高額医療費負担金として、高額医療費負担対象分の4分の1が国より交付されます。ここに国庫負担金として184,340千円を計上しました。2款2項1目調整交付金として6,563,516千円を計上しました。普通調整交付金、特別調整交付金の合計金額でございます。

えー続きまして、2款2項1目えーすみません、2款2項2目国庫補助金として健康診査費補助金26,171千円、医療費適正化事業補助金3,039千円を合わせて29,210千円を計上しております。

38、39ページをお開き下さい。3款の県の支出金であります。3款1項1目療養給付費負担金5,830,987千円、県は市町村と同様、対象経費の12分の1を負担することとなっております。3款1項2目高額医療費負担金として高額医療費負担対象額の4分の1が県より交付されます。ここに県負担金として184,340千円を計上しております。

4款支払基金交付金であります。4款1項1目後期高齢者交付金が31,930,093千円となっております。現役世代からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収し広域連合に交付するものであります。療養給付費負担対象額の4割、特定費用の9割でございます。

続きまして、40ページ41ページをお開き下さい。5款1項1目特別高額医療費共同事業交付金21,758千円を計上してあります。著しく高額な医療に対する給付に対し、国保中央会から交付されるものでございます。

6款繰入金でございます。6款1項1目一般会計繰入金415,602千円。この特別会計に係る業務をおこなうための費用、および一旦、一般会計に入った小菅村に関する国、県からの支出金を一般会計からここに繰り入れております。6款2項1目基金繰入金366,713千円。この議会で先に、ご承認いただきました、臨時特例基金からの繰入金であります。

続きまして、42ページ43ページに8款の諸収入、延滞金、預金利子、雑入等、存目をここに計上してございます。なお、雑収入の中に1目として、第三者納付金として50,000千円計上しております。

44ページ45ページをご覧ください、歳出でございます。1款1項1目一般管理費419,859千円となっております。3節職員手当等から7節賃金は4月からの事業実施に対応するため、保健師を含む5名の臨時職員を雇用するための費用でございます。11節需用費につきましては、被保険者台帳印刷用紙等の用紙代、圧着はがきの印刷代です。12節通信運搬費は高額療養費、医療費等の通知郵送料また療養費審査手数料などの手数料でございます。46ページ47ページをご覧ください。13節委託料はここに書かれているとおり、広域連合のコンピュータ関係のシステム委託料を含め、各種業務の委託料でございます。14節使用料及び賃借料の内、リース料は市町村に設置されておりますコンピュータのハードリ

ース料でございます。

それでは、次に2款保険給付費 1 項療養諸費について説明いたします。1目療養給付費70,749,717千円、48ページ49ページをご覧ください。2目訪問看護療養費136,917千円、移送費2,000千円、審査支払手数料279,524千円、療養費800,000千円となっております。

次のページでございますけれども、こちらの方に、2款2項1目高額療養費、2款3項1目葬祭費、それぞれ2,712,500千円、302,000千円となっております。葬祭費は1件50,000円を喪主に補助する計画となっております。

続きまして、3款1項1目県財政安定化基金拠出金73,000千円でございます、後期高齢者医療広域連合の医療制度を維持するため、県が造成する基金への拠出金であります。

52、53ページを見ていただきたいと思います。4款の1項特別高額医療費共同事業拠出金として事務費を含め22,307千円を計上いたしております。

次に、5款の保健事業でございます。健康診査費に26,172千円計上してあります。国、県からの健康診査補助金全額を、健康診査を実施する市町村にそのまま補助することを計画しております。54ページ、55ページを見ていただきたいと思います。

えー6款1項公債費 1 目に利子として1,500千円計上しました。金融機関から一時借入を行った場合に発生する利子でございます。後は、7款諸支出金としてそれぞれ1千円を存目を計上いたしました。8款1項1目予備費として444,436千円を計上しました。保険料の2年間均等に伴う、初年度の余剰分でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定たまわりますようお願い申し上げます。

議長（斉藤憲二君） 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまから議案第6号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） 質疑が無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございませんか。

「なし」の声

議長（斉藤憲二君） それでは、討論ございませんので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第6号、「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって「議案第6号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

議長（斉藤憲二君） お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますがいかがでございましょうか。

「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉 会】

議長（齊藤憲二君） 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただきまして、全日程を無事終了することができました。心から感謝申し上げます。

平成20年4月の制度施行まであと一カ月あまりとなりましたが、当局におかれましては、円滑な制度施行がなされますよう、事業の推進になお一層、熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

山梨県後期高齢者医療広域連合の、飛躍をご祈念申し上げ、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成20年第1回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時45分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 齊藤 憲二

署名議員 中川 秀哉

署名議員 堀内 弘一